

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年2月26日 午前10時00分 招集
2. 令和3年3月1日 午前10時00分 開議
3. 令和3年3月1日 午後1時36分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	山本繁樹	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦美保子
住環境課長	藤田浩司	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
税務課長	市原修二	農業委員会事務局長	渡邊一倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局長 市原多喜男
書記 山本悠未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について |
| 日程第 3 | 承認第 2 号 | 専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について |
| 日程第 4 | 承認第 3 号 | 専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 6 号 | 阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 7 号 | 阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 8 号 | 阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号 | 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について |
| 日程第 14 | 議案第 10 号 | 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 条）について |
| 日程第 15 | 議案第 11 号 | 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 16 | 議案第 12 号 | 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 17 | 議案第 13 号 | 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 18 | 議案第 14 号 | 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 19 | 議案第 15 号 | 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 20 | 議案第 16 号 | 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 21 | 議案第 17 号 | 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について |

日程第 22	議案第 18 号	令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について
日程第 23	議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）
日程第 24	議案第 32 号	市道路線の認定について
日程第 25	議案第 33 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 26	議案第 34 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 27	議案第 35 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 28	議案第 36 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 29	議案第 37 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 30	議案第 38 号	和解及び損害賠償の額の変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おはようございます。

議案書の 1 ページをお開きください。報告第 1 号になります。提案理由といたしまして、本件は、令和 2 年 9 月 24 日、阿蘇市小池において発生した公用車の物損事故について、令和 2 年 12 月 17 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

2 ページを御覧ください。市は、次のとおり和解事項を決定しています。枠の中を御覧ください。1、損害賠償の相手は、記載のとおりです。2、事故の詳細、令和 2 年 9 月 24 日午前 11 時頃、阿蘇市小池 129 番地 96 地先国道 212 号において、経済部観光課職員が運転する

公用車がスリップし、甲の所有するガードレールに接触、損害を与えたものです。3、損害賠償の額、市は、甲に対し 17 万 7,000 円を支払う。市の過失割合は 10 割です。4、和解事項、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しています。

補足説明として、雨の降る日でありましたが、大観峰の河川水質点検のために、観光課職員が大観峰に出向いた帰りの事故になります。国道 212 号を走行中、下りの右カーブでスリップ、横滑りをし、車両前方がガードレールに接触したものです。同乗者はいませんでした。本人によりますと、スピードは時速 40 キロぐらいで走行していたということですが、雨でしたので、もっと路面の状態や運転操作への注意が必要であったと思います。

今後、このようなことがないように十分注意し、運転するよう課内一同努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田でございます。

雨で大観峰の下りだったと思うんですけども、恐らくスタッドレスはスピードが出てなくてもよく滑るのは私も実感しておりますけれども、これはドライブレコーダーが搭載してある車ではなかったんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 装置してない車両になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 例えば、ドライブレコーダーが搭載してある車両であれば、執行部のほうで誰かそのドライブレコーダーを一回再生して確認されるということはあるんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） はい、もちろんそのためにつけていると思っております。

それと、当時はスタッドレスを履いておりませんでした。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） スタッドレスを履いてないということであれば、タイヤにも何か欠点があったんじゃないんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） もちろん終わった後にも点検しましたが、通常、月に 2 回、タイヤ等のチェックはしております、正常でございました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私はいつも思うんですけど、自損事故の場合、公用車の修理代がかかると思うんです。その修理代の支払いはどうなっているんですか。運転手がある程度は責任を負うわけでしょ

うか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 公用車は保険に入っておりますので、全額保険対応になっております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第2、承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」から日程第4、承認第3号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」までの承認3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第1号から承認第3号までの承認3件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第2 承認第1号 専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2、承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第1号、専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について、御報告申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。まず、第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ918万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ236億8,110万7,000円といたしております。

まず、6ページの歳出予算で御説明させていただきます。本件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、子育てと仕事を1人で担う低所得者のひとり親世帯の方に生じている子育て負担の増加、それから収入減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するものでございます。令和2年12月11日時点で一定の要件を満たしたひとり親世帯の方に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円などを支給するための費用といたしまして918万円を追加計上しております。

次に、前の5ページになりますが、歳入では母子家庭等対策総合支援事業補助金を歳出と同額の918万円計上しております。財源につきましてはすべて国庫補助金で対応することとしております。

なお、本給付金につきましては、国の方針に基づきまして、年内をめどに給付する必要がございましたので、12月16日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第3 承認第2号 専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、承認第2号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第2号、専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について、御報告申し上げます。

別冊2の1ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向け、接種等に係る費用を早急に予算化する必要がございましたので、2月1日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,350万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ237億4,460万7,000円といたしております。

初めに、8ページの歳出予算から説明をさせていただきたいと思っております。今回、款4衛生費の項1保健衛生費の中に新しい目といたしまして、15新型コロナウイルスワクチン接種費を設けております。節で申し上げますと、一番上の1報酬から4共済費までにつきましては、必要な人的体制を確保するために、会計年度任用職員の雇用などに係る人件費、合わせて約670万円を計上いたしております。また、一番下の段、12委託料になりますけれども、市民の皆様からのお問合せ等を受け付ける相談体制を確保するために、コールセンター業務委託料936万円を計上いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページ、一番上の13使用料及び賃借料になります

けれども、一の宮保健センター前にコールセンター等として利用するためのユニットハウスのリース料 148 万 9,000 円を計上しております。

続いて、その下のワクチン接種関連備品になります。事務用備品に加えまして、冷凍保管が必要なワクチンを適切に保管できるように専用の冷凍庫の購入費など 460 万円を計上いたしております。

次に、財源となります歳入予算につきまして説明いたします。少し前に戻って、7 ページをお願いします。今回の歳入予算につきましては、2 項目ございます。上の段の国庫負担金と下の段の国庫補助金、合わせて 6,350 万円を計上しており、財源につきましては全額を国負担で賄うこととしております。

最後に、また少し戻っていただきまして、4 ページをお願いします。ワクチン接種に関しましては来年度以降も引き続き対応する必要があるがございますので、今回の補正額のうち 5,918 万円を翌年度に繰り越して実施する計画としております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 8 ページのコールセンター業務委託料とありますが、どこに設置して、何人体制でやるのか、御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） コールセンターにつきましては、今本庁のほけん課にあります。先ほど言われましたプレハブの中で 2 名にて対応していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 差し当たって何本ぐらい来るか、めどが立っているのか、何人分かですね。それと、この予算立てで全市民が受けられる体制ができるのか、それについてお伺いします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ワクチンの供給量についてでございますけれども、現在、国から示されておりますのは、高齢者に関してですけれども、4 月 5 日の週に 5 万人、12 日の週に 25 万人、19 日の週に 25 万人ということでございます。これが県のほうに下りてまいりますのは、4 月 5 日の週が約 1,000 人、4 月 12 日の週が 5,000 人、その次の週が 5,000 人という規模でございます。その後の市町村の配分につきましては、まだ明確にされてないというところでございます。

この予算ですけれども、国からは概ね 9 月末までというお示しがあっております。この分につきまして、今回予算化させていただいたところです。ただ、国もこの後、増額をとというところでお話があっておりますので、さらに増額ができるのではないかと考えております。

接種の費用でございますけれども、令和 2 年度には医療従事者分、令和 3 年度にその他の方々の接種分の予算を計上しているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） じゃあ、接種料については、全員の分が計上されているということ
でよろしいですか。

それと、これでもって接種の体制ができて、接種が始められる態勢はできていくというこ
とでよろしいですか。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 接種の体制はこれで組んでいこうと思っております。ただ、
不足分があるかと思えます。まだこの後いろいろ医療機関との想定の中で新たに医療機関に
事務をお願いする部分がございます。その部分等で、この後、先ほど申しました国からまた
増額があるかと思っておりますので、そのあたりで対応していこうかと思っております。

○議長（湯淺正司君） 15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

接種については費用的な面も理解できましたが、ワクチンそのものの値段ですね、これも
国が負担するんでしょうけれど、ワクチンは1人当たり大体幾らぐらいの値段になるか分か
りますか。

○議長（湯淺正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ワクチン自体の値段は国から御提示がございませんので分か
りませんが、ワクチンを抜きました接種に係る費用、手間とか医師の報酬でございま
すが1回当たり2,277円という提示がっております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、承認することに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分した令
和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」は、承認することに決定をいたし
ました。

日程第4 承認第3号 専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君） 日程第4、承認第3号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一
部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の3ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました承認第3号、専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要になったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

詳細は、新旧対照表で説明いたします。5ページをお願いいたします。5ページの改正前の第5条の第1項中の下線部分でございますが、この部分を改正後の下線部分に改めるものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険の被保険者で、現時点では本年の3月31日までとなっておりますが、これは延長される可能性が強いです。新型コロナウイルス感染症に感染し、4日以上労務に服することができなかつた場合は、傷病手当金を支給することとなっております。今般、上位法の改正により、新型コロナウイルス感染症の、これはあくまでも定義ですね、定義が改正されたことについて緊急を要するため、専決処分をしたものでございます。

この定義というのは、国の特別措置法が改正されました。ここに、改正の新しいところに「中華人民共和国」と明記されておまして、非常に分かりづらい点もございますが、あくまでも特措法の改正案によりますと、現時点で感染源はまだ不明。ただし、湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大しているという内容がこの中に盛り込まれております。したがって、あくまでも感染源については、まだ特定ができていないというところでございます。

施行日は、令和3年2月13日といたしております。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 「新型インフルエンザ」の文言が「新型コロナウイルス」に書き換えられたというのは分かるんですが、新型インフルエンザの傷病手当金については別の項目があるんですか。これは新型インフルエンザの項目も残しておいたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 先ほど部長が申しましたとおり、上位法が変わりまして、この中身に附則第1条の2というものでございますけれども、そこに暫定的にインフルエンザとしてみなすというところでありましたけれども、今回これが削除になったというところで、傷病手当の中でこのコロナウイルス関係をうたっておりますので、ここの中でコロナウイルス関係の新たな定義が必要になったところでございます。ですので、今回、阿蘇市の条例に

関しましては、傷病手当の中でコロナウイルスの定義を附則の1の2ということにしておりますので、今回改正ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決いたします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第1号 阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 日程第5、議案第1号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます議案第1号、阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について、御説明申し上げます。

議案集6ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、中小企業者及び農林業者への新型コロナウイルス関係資金の利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営が悪化した中小企業者及び農林業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるため、阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金を設置するものであります。

条例では、第1条から第7条まで所要の事項を定めておりまして、施行期日は公布の日から施行することとしております。また、本事業は、中小企業者で3年間、農林業者で5年間という期間が定めてあることから、条例につきましては、附則の中で令和8年3月31日までで効力を失うこととしてしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。ただ今説明がありました議案第1号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」

から議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」、また議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」から議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」までは、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。

中小企業の方や農林業者の方の資金繰りの利子補給と保証料助成ということで大変必要な財源ではないかと思えます。第 2 条で、一般会計歳入歳出予算でその額を決めるとなっておりますけれど、例えばこれは当初の何%を積み立てるといふように決まっているんですか。どういう算出の仕方をするんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、農林業者につきまして御説明をさせていただきます。第 2 条で積立てということで、「一般会計歳入歳出予算で定める額」という形でございますが、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間分に対しまして、貸付額、約 1 億 6,900 万円に対する 5 年間の利子補給額でございます。23 経営体でございますけれども、保証料ということで、こちらも 5 年間でございますけれども、0.46%を県と市で折半するという形でございますので、市の持ち出し分 0.23%分を合わせまして計上をさせていただくという形で、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今年度、基金に積立てを行うものでございます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 中小企業に関しましては、融資実施が今現状 118 件でございます。全体的な融資額としては、約 20 億 5,000 万円ということで 36 回分の利子を補給するという形でしておりまして、利子の補助額としては、全体では約 1 億円という形で、令和 3 年から必要な利子分について今回基金に造成するものでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 2 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 2 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 8 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 2 号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で主なものを御説明いたします。10 ページをお願いいたします。今回は、介護保険法によりまして、市町村は3年ごとに介護保険料を見直すこととなっております。そのため、令和3年度から令和5年度の3年間の対象となります。今回、第4条第1項から第4項までの年度をすべて「令和3年度」、それと「令和5年度」に改めております。

なお、令和3年度から令和5年度までの新しい保険料は、阿蘇市介護保険事業計画等推進委員会において御審議をいただきまして、介護保険特別会計の財政状況または現状の経済状況等を踏まえ、据え置くとの判断をいただいたところでございます。

参考までに、新しい介護保険料の基準額は、熊本県内45市町村中、6番目に安い金額となっております。

また、第7条は、税制改正により控除額が引き下げられたことに伴うものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第3号 阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第7、議案第3号「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の13ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第3号、阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で主なものを御説明いたします。14ページをお願いいたします。第1条につきましては、条文の改めと改正前の「のっとり」という文言を、改正後の文面に改め、第4条に第2項として新たに加えております。また、第5条の見出しと条文中の内容を改め、及び新たに第6条を加えております。

今回の改正につきましては、近年のSNSなどインターネット等による急激な情報化社会に伴いまして、全国各地で匿名による誹謗中傷や人権侵害、差別的書込みなどが報告されております。今なお部落差別をはじめ、女性や子ども、高齢者に対する虐待やいじめ、また外

国人や障がい者、性的マイノリティの方々に対する不当な差別や偏見が強く残っている状況でございます。このような状況を踏まえまして、市といたしましても、国・県の制定を受けて、条例の一部を改正するものでございます。

なお、熊本県内では、熊本県市町村人権啓発推進協議会に 21 市町村加盟しておりますが、すべての市町村で改正済み、または改正予定となっております。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

改正の新しい第 4 条第 2 項、この中で「国、県及び関係団体」とありますけれど、この関係団体はどういう団体が含まれるのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） おはようございます。

阿蘇市で運動団体が今 3 団体、一の宮と阿蘇で 6 支部あります。この関係団体というのは、自由同和会、部落解放同盟、全日本同和会、その運動団体を指しております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 申し訳ないんですけど、人権部分については、別に同和関係の団体以外に、ほかの市民団体という形では入れるのですか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 今の部分は、御指摘のとおり、例えば女性団体とか、そういう関係団体も含まれております。申し訳ありません。よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8 議案第 4 号 阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 8、議案第 4 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第 4 号、阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集の 16 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、阿蘇神社周辺整備事業に伴い、阿蘇市一の宮町中央駐車場への大型車受入れ体制整備のため、本条例の一部を改正するものであります。

本改正につきましては、阿蘇神社周辺整備事業による神社駐車場再整備に伴いまして、市が管理しております一の宮町中央駐車場にも今回から正式に大型車を受け入れることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、18 ページの新旧対照表により説明いたします。別表（第 4 条関係）に定めております車両区分のうち、自転車を除いたしまして、新たに普通車を車高 2.4 メートル以上ということで大型車として区分し、料金を新たに 2,000 円と定めるものであります。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田です。

一の宮町中央駐車場というのは、道反対側の駐車場ですよ。今、神社側の、昔、売店があったほうの駐車場というのは、市は管轄外ということになりますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の御質問でございます。今工事をしている場所については、阿蘇神社所有の駐車場でございます。ただ、今回事業費として阿蘇神社に御寄附をいただいた寄附の中から県の補助金を使って、市のほうで工事をして、その後の管理については阿蘇神社が行います。今工事をしている部分は、今回の条例とは別の駐車場になります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 今度、オリンピックの聖火リレーのコースにも接続していると思うんですけども、例えば身障者のスペースなんかはきっちりとするような計画になっていますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 阿蘇神社の駐車場ではなくて、今回の条例改正に伴いまして、来年度、一の宮町中央駐車場側の駐車場の整備を計画しております。その中では身障者用の駐車スペース等も設けていく計画をしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 5 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 9、議案第 5 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（阿部節生君）** ただ今議題とさせていただきました議案第 5 号、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 20 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、施設の有効活用、利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、阿蘇市の農産物をはじめ、自然や文化等の地域資源を活用して、都市と農村の交流を活発にし、相互理解による共生関係づくりを促進するため、平成 14 年に整備されまして、体験交流や宿泊研修事業を行ってまいりました。しかしながら、近年の団体旅行の減少やライフスタイルの変化、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者が減少し、来年度からの指定管理者の募集を行いましたが、応募がない状況となっております。そのため、地元も含めた関係者と協議を行いました結果、施設の有効活用、利用促進を図るため、今回所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、22 ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。第 5 条業務のうち、第 2 号の宿泊に関する規定と、第 6 条休館日に関する規定を削除いたしまして、以降、削除に伴う条の繰上げを行っております。

25 ページからの別表を見ていただきたいと思います。別表（第 13 条関係）につきましては、「宿泊室」に関する項目と下段の「プール」から「バーベキュー用具」までを削除いたしまして、その他の施設につきましても地域等の利用を考慮した料金体系に今回改めております。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○**議長（湯浅正司君）** 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 6 号 阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について

○**議長（湯浅正司君）** 日程第 10、議案第 6 号「阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○**経済部長（阿部節生君）** ただ今議題とさせていただきました議案第 6 号、阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 28 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、施設の有効活用、利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、平成 14 年にやすらぎ交流館の敷地内に整備されまして、今まで一体となった運用がなされております。議案第 5 号によりまして、阿蘇市なみの高原やすら

ぎ交流館条例の一部改正を行うことから、併せて所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、29 ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。29 ページ、第 6 条の職員と第 7 条休館日、及び第 8 条開館時間の規定を削除いたしまして、以降、削除に伴う条の繰上げを行っております。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11 議案第 7 号 阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 7 号「阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第 7 号、阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 32 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）の規定に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

本条例につきましては、自転車の放置を防止することにより、公共の場所としての機能の確保及び美観を維持し、市民の安全で快適な生活を保持するため、平成 19 年 3 月に定められておりますが、今般、放置自転車の処分を行うに当たりまして、上位法との相違が判明したため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、次ページの新旧対照表をお願いいたします。第 11 条移動した自転車の措置の規定につきまして、第 1 項から第 5 項まで法に基づく手順によりまして手続を行うよう内容を改正しております。

この改正は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

年間通して、この対象の車両というのは、大体何台ぐらいあるんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今年度、まず、滝水駅、波野駅、宮地駅、いこいの村駅、内

牧駅から 31 台を撤去しまして、そのうち 5 台取りに来られて、26 台を処分しています。前回は、平成 30 年 3 月に 33 台を処分しています。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 保管場所というのは、どこかに確保されているんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 市役所北側別館の裏に並べたりしていて、本当に申し訳なかったと思っています。今後は、この改正によって、6 か月を過ぎたものは市の所有に帰属するとしましたので、なるべく屋根付きのところで保管をしていきたい、努力していきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 3 番、児玉です。

放置自転車の件でございますけれども、やはり盗難に遭って、また自分たちで探しても見つけられないという自転車もあるかと思えます。私の子どもが中学校の頃、なくなって、非常に苦労して探した思いがあります。提案ですけれども、放置自転車を一定数確保された場合、お知らせ端末等でこういう持ち主不明の自転車があるということを一度市民の方に案内すれば、そういう被害を受けられた方も救われるのではないかと思いますので、一考をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 今回の自転車は、ちゃんと自転車に貼り紙をします。この自転車は、このまま放置すると撤去しますよということで。それを 2 週間以上します。それでも取りに来られない。要するに、放置の状態でございます。そして、その後は、警察とかで登録番号で調べます。学校にも高校にも言って、探してもらいます。それでも、ずっと放置している場合に、貼り紙で警告したものを撤去するものでございますので、そういう探していらっしゃる方とは種類が違うようにも思えます。ただ、所管のところとそういった盗難車の件については検討していきます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 8 号 阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について

○議長（湯浅正司君） 日程第 12、議案第 8 号「阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今議題とさせていただきました議案第 8 号、阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について、御説明申し上げます。

議案集 34 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、阿蘇市波野総合地域施設を普通財産へ変更するため、本条例を廃止するものであります。

本施設につきましては、昭和 49 年度の第 2 次農業構造改善事業によりまして、農業技術研修及び農家生活改善研修等に活用するための施設として、農協施設と併設して小地野地区に整備されておりました。地元地区により集会所として利用、管理されてきた経緯がございます。その後、耐用年数も経過いたしまして、老朽化しており、併設する農協施設については、平成 30 年度に地元に対して無償譲渡されております。今般、本施設につきましても、地元は無償譲渡することで協議が整いましたことから、普通財産に変更し、譲渡するため、本条例を廃止するものです。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 9 号 阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について

○議長（湯浅正司君） 日程第 13、議案第 9 号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 9 号、阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について、御説明いたします。

議案集の 35 ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございますが、本件は、JR 豊肥本線の全線運行に伴い、阿蘇市高校生通学支援事業が完了しましたので、本条例を廃止するものでございます。

35 ページの中段やや上を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行といたしておりますので、3 月 31 日をもって条例が失効するというところでございます。

補足をいたします。本条例につきましては、熊本地震が発生したことで不通となった JR 豊肥本線を通学として利用していた高校生について、主に土曜日・日曜日・祝日に熊本・大分間を走るやまびこ号を利用した場合の乗車賃に対して助成を行うものとして、市独自で制定した条例でございます。昨年 8 月 8 日に JR 豊肥本線が運転再開しましたので、条例につきましてはその役目を終えましたが、助成金の申請がございましたので、漏れ等がないように、今年度いっぱい条例を残していたものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありま

せんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

熊本地震による支援ということで廃止になるという理由がありましたけれど、これは高校生の通学の援助金という形の残し方はできないものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 御質問についてでございますけれども、この条例は、熊本地震が発生したことで、まず J R 豊肥本線が不通になりました。この代替については、熊本県が高校生の支援バスを平日・土曜日という形で運行を行っていたんですけれども、高校生については日曜日とか祝日も登校する場合がございますので、熊本・大分間のやまびこ号について費用の助成を行うとして条例をつくったものでございます。あくまでも J R 豊肥本線が不通になったことでの暫定的な支援の条例でございまして、財源も復興基金の創意工夫分を用いましたので、当然ながら熊本地震の影響ということで執行することが妥当だと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 5 分より再開いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 14 議案第 10 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 14、議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました議案第 10 号、令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について、御説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 896 万 3,000 円を追加いたしまして、242 億 5,357 万円の編成といたしております。また、第 2 条から第 4 条までの繰越明許費、地方債、債務負担行為について、それぞれ補正を行っております。

それでは、まず 6 ページをお願いいたします。6 ページの第 2 表繰越明許費補正につきましては、繰越しの追加分が 6 ページから 7 ページにかけて 35 件、7 ページの変更分が 2 件と

なっております。繰越しの理由といたしましてはそれぞれございますけれども、今回、国の第3号補正、いわゆる15か月予算を活用して執行する事業であったり、それからコロナ対策として引き続き継続的に実施していく事業、また用地交渉の問題など、総額で約20億円を繰越明許費として補正しております。

続いて、8ページをお願いいたします。8ページからは地方債の補正になります。まず、8ページ、追加分5件でございます。こちらはすべて国の第3次補正予算を受けて、借入れを計画しているものでございます。一番上の減収補填債、こちらにつきましては、今般のコロナの影響等で減収が見込まれる税目に対しまして、特別に発行が可能になった起債でございます。元利償還金の75%または100%が後年度に交付税措置されるものでございます。こちらについては、市税等の収入状況を見ながら借入れの要否について検討してまいります。下の4つの事業につきましては、国の補正予算債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業といたしまして実施する事業でございます。こちらにつきましても交付税措置が有利な起債となっております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、地方債の変更分11件になります。それぞれの事業ごとに増額または減額をしております。

続きまして、主な歳入予算について御説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。14ページの中段になります。右端の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になりますけれども、阿蘇市の配分限度額といたしまして、国から約6億4,000万円が提示されております。その限度額に合わせまして、今回9,758万5,000円を追加補正しております。なお、臨時交付金の用途につきましては、感染防止対策をはじめ、来年度以降に発生します利子補給等の補助金の基金積立てなどに活用することといたしております。

次に、少し飛びまして、19ページをお願いいたします。19ページの一番下、阿蘇市ふるさと応援寄附金になります。当初予算におきまして、対前年度比1億円程度増の2億5,000万円を計上しておりましたけれども、予算額を8,000万円ほど下回る結果となっております。ただ、寄附金収入といたしましては、昨年度実績の1億5,000万円を上回る1億7,000万円程度の収入となる見込みでございます。

続いて、20ページを御覧ください。20ページの中段、款項目で言いますと、20の2の11、1熊本地震復興基金繰入金になります。今回、事業繰入金といたしまして2億6,308万円を追加計上いたしております。大半は、仙酔峡駅舎等の解体工事の繰入金となっております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

初めに、23ページをお願いいたします。23ページの中段以降、目で申し上げますと、6企画費を御覧ください。6企画費の一番上になりますけれども、地方バス運行等特別対策補助金につきましては、コロナ感染拡大による利用者の減少などに伴い、産交バスへの補助金を1,805万2,000円追加しております。

次に、同じ23ページの一番下になります。一の宮地区安心安全拠点施設設計業務委託料につきましては、阿蘇警察署移転に伴いまして、一の宮地区の安心・安全な暮らしの確保に

向け、駐在所等を整備するための設計費用 440 万円を計上いたしております。

続いて、少し飛びまして、35 ページをお願いいたします。農林水産業費関係になります。35 ページの下から 3 行目、節 24 積立金の新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立（農政課分）になります。農林業者への金融支援といたしまして、借入金に係る利子及び保証料を後年度も含めて補助するため、基金として 236 万 3,000 円を積み立てるものでございます。先ほどからもあっておりますが、財源につきましては全額コロナの臨時交付金を活用することといたしております。

次に、36 ページを御覧ください。36 ページの下から 2 行目から 4 行目にかけてになります。県営事業の負担金（補正分）ということで 3 件を上げております。こちらにつきましては、国の第 3 次補正を受けまして、各工区において用水路や暗渠排水工事などを実施するため、3 件の負担金合計で 2,300 万円を計上しております。

少し飛びまして、39 ページをお願いします。39 ページは、商工費関係になります。39 ページの上から 3 行目、阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金、いわゆる商品券事業につきましては、5,000 万円を追加計上し、これまでの執行残を含む、約 7,000 万円を翌年度に繰り越しまして、必要に応じ経済対策を講じていく計画でございます。また、その 1 つ下の飲食店等コロナ感染防止対策補助金につきましては、今回 2,000 万円を減額しておりますけれども、本年度執行残の約 2,000 万円を繰り越しまして、来年度も引き続き感染防止対策への支援を行う予定でございます。その 1 つ下の 24 積立金の新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立につきましては、先ほど説明しました農政課分と同様に、中小企業等への後年度の利子補給補助といたしまして 7,430 万円を基金に積み立てるものでございます。

続いて、39 ページの一番下から 40 ページにかけてになります。全協でもありました阿蘇山火口二次避難施設整備工事関連の経費を総額で約 3 億 6,000 万円計上いたしております。これは火口見学に来られた方々などの安全面を最優先に整備するものでございまして、財源につきましては、環境省の補助金が 2 分の 1、起債が 2 分の 1 で、一般財源の持ち出しは、ほぼゼロということになっております。

続きまして、40 ページの一番下になります。阿蘇山観光事業特別会計繰出金になりますけれども、こちらは通常であれば一般会計から観光特別会計に繰り出すことはございませんけれども、御承知のとおり、昨年 8 月まで火口周辺が立入規制であったこと、それから規制解除後の 9 月以降もコロナの影響で観光入込客が少なかったことなどで道路収入等が落ち込みまして、そのため今回、繰出金として 3,688 万円を計上するものでございます。

次に、41 ページをお開きください。41 ページの一番上、仙酔峡駅舎等解体工事につきましては、安全対策として、熊本地震で被災しましたロープウェイ駅舎等を撤去するため、2 億 6,600 万円を計上しております。財源につきましては、熊本地震復興基金を全額活用することといたしまして、一般財源の持ち出しはゼロということにしております。

次に、土木費の 44 ページをお願いします。44 ページの下の段になります。下から 4 行目、道路維持工事（社会資本整備事業）につきましては、7,100 万円を追加計上しております。こちらも国の第 3 次補正を活用するものでございまして、市道北山山鹿線などの維持工事を

行う計画でございます。

続いて、49 ページをお願いします。49 ページの下から 2 行目、旧古城小学校屋根改修工事につきましては、昨年の台風の影響や経年劣化も重なりまして、雨漏りが生じている屋根の改修工事として 3,600 万円を計上しております。なお、委託料を含む改修費用につきましては、現在、放課後デイサービスなどで施設を利用しております一般社団法人が負担する計画としております。

続いて、52 ページをお願いいたします。52 ページの説明欄の上から 3 行目になります。成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業につきましては、本年 1 月に予定しておりました成人式の延期に伴い、レンタル衣装のキャンセル等に係る費用を補助するため、コロナの臨時交付金を活用しまして 250 万円を計上しております。

続いて、53 ページをお願いいたします。53 ページの下から 2 行目、アゼリア 21 施設管理委託料（休業要請分）ということで、こちらにつきましては、昨年 4 月から 5 月にかけて、国の緊急事態宣言の発令を受けまして、本市が当該施設の休業を要請した、利用制限をかけた約 2 か月間において、指定管理協定に基づきまして、減収した金額分の 705 万 8,000 円を支払うものでございます。

最後に、54 ページの一番下の予備費につきましては、歳入と歳出の差額、約 2 億円を増額しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） アゼリア関係ですけれども、53 ページの 700 万円ちょっとの金です。今説明がありましたけれども、これは、令和 2 年度分かな、来年から休止するのかなと私は思っておりますので、もう一度詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

53 ページのアゼリア 21 施設管理業務委託料としまして、先ほども財政課長からありましたように、4 月、5 月の緊急事態宣言の要請を踏まえて、705 万 8,000 円を出していくという分でございます。これは、令和 2 年度分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番です。

41 ページの一番上の段のコインランドリー等設備の工事ですね、780 万円ほどと書いてありますけれども、やすらぎ交流館に設置するというので、やすらぎ交流館は閉鎖するのにどうしてこういう事業があるのかなと思っております。全協のときにいただいた資料に理由が書いてありますけれども、都市の方々との交流を図るとかコロナ対策になっておりますけれども、何か違うんじゃないかと思っておりますけれども、もうちょっと説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） すみません、本当に分かりにくかったと思います。実は、これは波野地区へのコロナウイルス感染症の衛生対策ということで、波野地区に熱水を使ったコインランドリーを2台設置しようということで、皆さんが利用しやすい場所が交流館ということで、あの敷地内の建物の一部のところに設置することにしております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

6ページから7ページの繰越明許の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件ですが、まずこちらの資料で出た部分ではまちづくり課関係ですけれど、商品券関係が繰越しになっていますが、こちらでは繰越しになってないんですけれど、これは終わったと思うんですが、商品券関係はどうなったのか、それについてお尋ねします。

それと、成人式関係の繰越しが繰越明許では300万円ぐらいで上がっていると思うんですけれど、こちらの表では800万円ぐらいになっていて、もう一つの補正予算では250万円になっていますので、そのあたりの数字の違いはどういう感じなのか、お尋ねします。

それと、もう一つ、39ページ、一番下の阿蘇山上の設計委託料ですけれど、これはどこに委託して、観光地でもありますので、機能性とセンスを求められると思うんですけれど、どういったところに委託されて、どういった感じで作っていかれるのか、それについて説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私からは商品券関係で御説明申し上げます。

プレミアム付商品券については、現在、発行を終了いたしましたして、3月14日までに使用していただくという事業を展開しております。今回は、39ページの3行目に阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金5,000万円を計上させていただいております。それと、今年度、既に予算計上しておりました1億4,400万円の中の事業残が約2,000万円ほど出る見込みでございますので、今回、6ページで阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金ということで7,000万円を明許繰越しをさせていただいております。その事業については、新たに来年度プレミアム付商品券の発行ができないかということで、今、臨時交付金の事業に第3次補正の部分で申請させていただいているという状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 火口のところの二次避難施設の測量設計委託についてです。お話のとおり、あそこは非常に世界的な部分ということで安全性も求められます。実際、産交があそこには駅舎を整備する予定でしたので、地質調査とか、安全面の強硬な造りとか、エアーカーテンがいるとか、そういうところを設計の委託業者と大分詰めておられますので、できたらその情報をいただくと非常に安価に仕上がると思っております。そこは、非常に考慮しているところです。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 7ページの令和3年阿蘇市成人式ということで、御質問にありましたとおり、今回3月の補正で会場使用料を40万円、それから成人式のレンタル衣装キャンセル料支援事業としまして250万円、これに合わせまして、令和2年度の予算でありました手話代、それから封筒代、通信代、ライブ配信代ということで、これを含めまして341万9,000円を令和3年の成人式ということで挙行させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 政策防災課ですか、こちらの明細をつくったのはそちらですよ。所管だから言いませんけれど、何か数字が違うみたいですが、いいです。また後で聞きます。

プレミアム付商品券については、非常にいい事業だと思いますし、まだ今後も続けていきたいと思うんですが、ただ、2月の第2弾の周知がなかなか不足していて、市民も知らず、あるいはウイークデーというか、仕事をされている方が買いづらくて、土曜日・日曜日開いているところが少なかったというのがありますので、そういった反省点を踏まえて、効率的にやっていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今回は、プレミアム付商品券については、年末の一番必要な時期、それと予算を見ながら、1月いっぱいのはがきでの交換だけで対応させていただいておりました。2月広報につきましたは、広報誌とお知らせ端末で御案内したところがございますが、なかなか行き渡ってないというところと、広報誌が各地域によって来る日数が違うということで、少し買えなかったというお話も聞いておりますので、今後その部分については十分注意をしながら事業設計をしていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君。

○11番（市原 正君） 11番、市原です。

2点、49ページ、旧古城小学校の屋根改修工事ですね、これは、市ではなく、どこがすると言われたのか、その詳しい説明を求めたいと思えます。

それから、もう1点、52ページの成人式のレンタル衣装キャンセル料支援事業、これは成人式が延びたということでレンタル衣装のキャンセル料を払うということだと思うんですが、1人当たりに換算するとどれぐらいになるのか、そのあたりの説明を求めたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） まず、第1点目の旧古城小学校の屋根の工事ということで、昨年秋に屋根が雨漏りするようになりまして、その分について、一般社団法人あそらというところに現在のところ考えているところがございます。

それから、成人式のレンタル衣装代としまして、キャンセル料の4分の3以内で、限度額の15万円を上限といたしております。1回限りの助成ということで検討しております。現在のところ15人から20人ほどいるのではないかという試算で考えているところがございます。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○**教育部長（山口貴生君）** 今の教育課長の説明の訂正をさせていただきます。

旧古城小学校については、建物の所有はあくまでも市でございますので、工事については阿蘇市が行うんですけれども、かかる費用については、今申しました、一般社団法人あそらに求めるということでございます。

○**議長（湯淺正司君）** 市原正君。

○**11番（市原 正君）** 今、一般社団法人あそらということですが、そこに工事費を求めるといふことになると、市の施設にそこが金を出すということですか。そういうことで理解をしいですか。

それと、もう1点、先ほどのレンタル料ですね、成人式にはどれぐらい参加をするということかで予定をしていたのか。この金額で足りるのか。この補助金をもらった人がいるとか、もらわない人がいるとか、そういったことはちゃんと調査をして、この金額を出しているんですか。

○**議長（湯淺正司君）** 教育部長。

○**教育部長（山口貴生君）** 質問にお答えをいたします。

旧古城小学校の費用負担につきましては、3,600万円の工事費を計上しているところでございますけれども、令和3年度に約半分ほど一時金としてお支払いいただいて、残りについては、今後、不動産としてお貸しいたしますので、家賃の収入とともに、この屋根の修繕費について分割で徴収する予定にしております。そもそも一般社団法人あそらと協議をする中で、今後、旧古城小学校については、ここで永続的に継続して運営を行うという申出があって、こういう貸付けを行うことにしましたので、屋根の修繕については、向こうが当然負担をしたいということでの今回のこの結果でございます。

成人式につきましては、令和2年度の参加予定が291名でございます。大体7割程度の参加を見込んだのと、このうち女性が138名ほどいるんですけれども、当該の成人者を通じて、友人等にいろんな情報を仕入れまして、大体ほぼキャンセル料は発生しないことは聞いているんですけれども、万が一当日のキャンセルという形でキャンセル料を払っている方がいらっしゃるかもしれないので、250万円という予算を計上させていただいております。

○**議長（湯淺正司君）** 市原正君。

○**11番（市原 正君）** 成人式の件は分かりましたが、旧古城小学校は、いつから一般社団法人あそらに貸しているんですか。

○**議長（湯淺正司君）** 教育課長。

○**教育課長（藤井栄治君）** 平成28年の地震後から貸していると思います。

○**議長（湯淺正司君）** 他に質疑ありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○**15番（五嶋義行君）** 15番、五嶋です。

先ほど河崎議員が尋ねられた件ですが、23ページの一の宮地区安心安全拠点施設、これは駐在所か交番か、また駐在所と交番の違いですね、それからできる施設の規模あたりを詳しいことが分かれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 設置計画につきましては、駐在所の設置ということになります。それも普通の駐在所ではございませんで、複数駐在所ということで、通常1人の職員が家族で居住しながら勤務ということになりますけれども、それに加えて職員が本署から1人、昼間配置をすると、複数人で勤務をするという複数駐在所ということになります。それから、設置規模につきましては、居住スペース、それから駐在所の事務室、大体150平米、そのほかに5台分の駐車場、そういった面積が必要かと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） その場所等が分かれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） 場所の予定につきましては、現在、一の宮の商工会がある場所、旧報徳道場の跡地で計画をしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田です。

ロープウェイの駅舎を上の方にも解体されるんですけども、工事用の道路をああいうところに道路を造るというのはまた非常に金額がかかるので、解体後も残して、何か利用を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その後ということですね。作業道の整備もこれに含まれていきますけれども、それにつきましては、今、立入禁止区域になっておりますので、見どころはあると思いますが、昭和54年以前はですね。ただ、まだまだ防災協との調整が必要ということで、まだ今はできません。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15 議案第11号 令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（湯浅正司君） 日程第15、議案第11号「令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊4をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第11号、令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、説明をします。

1 ページをお願いします。第 1 号補正になります。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,877 万 4,000 円を減額し、それぞれ 7,122 万 6,000 円と定めています。

4 ページをお願いします。歳入です。款 1 使用料及び手数料、目 1 観光施設使用料、火口見学の公園道路の収入ですが、5,565 万 4,000 円を減額しています。4 月から 8 月という最も利用が多い時期まで噴火警戒レベルにより入れませんでした。9 月 1 日からの見学開始をしております。ただ、10 月、11 月は、北側復旧ルートの開通のおかげで利用が多かったのですが、現在 12 月からは減収が続いている状況で、このような数字になりました。

その下の款 3 繰入金、目 1 一般会計繰入金です。補正額は 3,688 万円です。ただ今の減収分について、一般会計からの繰入をいただくものです。

5 ページをお願いします。歳出です。款 1 観光施設費、目 1 公園道路管理費、補正額は 1,453 万 7,000 円を減額しています。主に営業をしていない期間の経費を減額しています。ただ、委託料とかは一般会計の防災関係のほとんどが人件費になるわけですが、閉鎖期間中も 1 キロ規制内に入らないように監視を続けておりましたので、一部の警備員を削減した部分の減額になっております。

6 ページをお願いします。款 2 観光振興費、目 1 観光振興費ですが、ここでは仙酔峡、阿蘇山上のミヤマキリシマの管理について不要になった分を落としております。

以上になります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 12 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 16、議案第 12 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 失礼します。

ただ今議題とさせていただきました議案第 12 号、令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

資料につきましては、別冊 5 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 349 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 億 8,830 万 2,000 円と定めております。

第 2 条です。繰越明許費補正につきましては、3 ページをお願いいたします。繰越明許費補正につきましては、繰越額 2 億 4,000 万円の補正計上とさせていただいております。この

内訳につきましては、下水道処理場改築工事及び南黒川地区の污水管渠実施測量設計におきまして年度内竣工が見込めないということですので、年度内支払額を除き、翌年度執行分の経費を繰り越すものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入です。目 1 一般会計繰入金、補正額といたしまして 349 万 8,000 円を増額しております。これにつきましては、主に人件費補正に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。目 1 一般管理費、節 27 繰出金といたしまして、5,903 万 9,000 円を増額とさせていただいております。こちらにつきましては、前年度事業に充当いたしておりました一般会計繰入金を実績に基づき、余剰金を精算するものでございます。

次のページをお願いいたします。目 1 下水道事業費、補正額といたしまして 3,855 万 6,000 円の減額とさせていただいております。こちらにつきましては、主に委託料及び工事請負費におきまして、事業の進捗及び決算を見込んで不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。予備費におきましても、同様に決算を見込んで減額するものでございます。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 13 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号） について

○議長（湯浅正司君） 日程第 17、議案第 13 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 13 号、令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 6 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 5 号となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 480 万 1,000 円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 35 億 5,547 万 7,000 円と定めるとしております。

4 ページをお開きください。歳入でございます。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。下の段の節 5 財政安定化支援事業繰入金でございます。これは、462 万 3,000 円を減額しております。この事業につきましては、60 歳から 74 歳までの高齢者の数に応じて財政支援をするというものでございまして、今回この額が確定したということでございまして減額ということにしております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。中ほど、款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。先ほど歳入で説明しました財政安定化支援事業、この繰入金が減額となりますので、財源を充てておりますこの納付金を減額ということでございます。

6 ページでございます。予備費でございます。併せて、こちらでも財源調整を行っているということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 一つだけ、4 ページの財政安定化支援事業の繰入金ですけれど、財政支援は 100%国庫補助ということによろしいですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） こちらにつきましては、交付税措置ということで、普通交付税の基準財政支出額に計上されるというもので、一般会計から繰り入れられるというものです。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 基準財政需要額のほうになるなら、交付税措置は収入額を引いた分ということになりますか。だから、100%とは違うということになりますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） 交付税の考え方でございますので、交付税全体で考えまして歳入という形になります。今回、単体で国の補助とか、そういうことではございません。基準財政需要額の中に入っていくというものでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 14 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 18、議案第 14 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 14 号、令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 7 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正は、第 4 号補正となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99 万 8,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 36 億 8,997 万 2,000 円と定めるとしております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 保険料です。現年度の普通徴収保険料 178 万 1,000 円を減額しております。この減額分につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴います保険料の減免分を減額しているというものでございます。

続きまして、款 4 国庫支出金でございます。先ほど申しました保険料減免分に関しましては、国のほうですべて補填していただくということになっておりますので、上の段にございます調整交付金で 10 分の 4、下のほうの特例補助金で 10 分の 6、これが補填されるというものでございますので、同額を増額計上しているところでございます。

続きまして、6 ページでございます。歳出です。下の段の款 1 総務費、目 2 認定調査会共同設置費でございます。こちらの負担金が 112 万 4,000 円増額しております。介護認定支援システムの改修経費でございます。総額 374 万円に対しまして、阿蘇市の負担分が 112 万 4,000 円ということでございますので、この分を計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 15 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 19、議案第 15 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君） ただ今議題としていただきました議案第 15 号、令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 8 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 4 号補正となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 241 万 4,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 4 億 6,963 万 8,000 円と定めるとしております。

続きまして、4 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収、普通徴収、合わせまして 247 万 3,000 円を増額しております。今回決算を見込みまして、増加分を計上しているというところでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。下の段でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。先ほど歳入で説明しました保険料につきましては、全額、広域連合に納付という形になっておりますので、同額をこちらに計上しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 16 号 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 21 議案第 17 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 20、議案第 16 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」並びに日程第 21、議案第 17 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」につきましても、一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 20、議案第 16 号並びに日程第 21、議案第 17 号については、一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今一括議題としていただきました議案第 16 号及び議案第 17 号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第 16 号、令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、別冊 9 をお願いいたします。

まず、別冊 9 の 1 ページになります。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,011 万 9,000 円といたしております。

それでは、まず 4 ページの歳入から説明させていただきたいと思っております。歳入は、1 項目になります。款 6 諸収入の目 1 雑入といたしまして、投棄料（古木採石場跡地）を 399 万円計上しております。こちらにつきましては、国土交通省九州地方整備局が実施します国道 57 号滝室坂道路関連工事に伴いまして発生する土砂の搬入料といたしまして、覚書に基づいて、毎年 1 立米当たり 40 円で受け入れているものでございます。本年度につきましては、約 10 万立米の土砂搬入を見込んでおります。

次に、歳出です。5 ページになります。歳出につきましては、2 項目になります。款項目番号、5 の 1 の 1 財政調整基金費ですけれども、先ほど歳入で説明いたしました土砂投棄料の収入 399 万円と、下の段の予備費 101 万円を財源といたしまして、財政調整基金に 500 万円を積み立てる計画でございます。この結果、基金残高といたしましては、約 2,000 万円になる見込みでございます。

次に、議案第 17 号、令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について、

御説明いたします。

別冊 10 の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、第 3 号補正でございます。歳入予算につきましては補正はありませんので、歳出予算のみ説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。款項目番号、5 の 1 の 1 財政調整基金費になります。中通財産区につきましても、先ほどの坂梨財産区同様に、財政調整基金を 500 万円積み立てる計画でございます。財源につきましては、全額予備費を充用することにしております。この結果、基金残高につきましては、約 2,500 万円になる見込みでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 22 議案第 18 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 22、議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 18 号、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。

資料は、別冊 11 を御覧いただきたいと思います。開けて、1 ページです。今回は、第 3 号補正になります。第 2 条ですが、病院経営に係る予算といたしまして、収益的収入の予定額につきまして、医業収益を 2 億 4,383 万 2,000 円減額し、合計額を 14 億 5,636 万 5,000 円としております。医業外収益を同額の 2 億 4,383 万 2,000 円増額しまして、合計額を 12 億 1,856 万 2,000 円としております。予算の組替えを行いましたので、病院事業収益合計額の変更はございません。

詳細は、5 ページで御説明させていただきます。5 ページをお開けください。

まず、医業収益につきまして、先ほど申し上げましたが、合計で 2 億 4,383 万 2,000 円減

額し、14億5,636万5,000円といたしました。内訳につきましては、入院収益を、御承知のとおり、4階病棟を新型コロナウイルス感染症陽性患者及び疑似症患者受入れ専用として、一般病状36床を空床にしておりますので、その減収分といたしまして2億376万8,000円の減といたしております。

次に、外来収益につきましては、同じく診療控えによる減収分といたしまして4,006万4,000円の減としているところです。

次に、医業外収益につきましては、補助金を2億4,383万2,000円増額し、7億8,030万8,000円といたしました。補助金の内訳につきましては、まず上段の感染症患者等入院病床確保事業費補助金ですが、これにつきましては、いわゆる空床確保補助金といたしまして、昨年の10月から12月の3か月分として2億4,083万2,000円を増額しております。これにつきましては、2月17日に県から補助金交付決定をしたということで、26日に通知を受け取っているところです。次に、下段の入院医療提供体制支援交付金につきましては、入院患者の診療に直接従事する職員の手当に係る交付金といたしまして実績額を請求し、300万円を増額しております。この補助金につきましては、いずれも医業収益減額の補填用充当財源として使うということになっております。したがって、予算の組替えをして、合計額の変更はありません。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今回の補正なんですが、収益は、減った分、補助金で賄っていますが、PCR検査が以前から高いということがあったんですけど、それに対する改善に対して、今回補正に1月から3月までの間の事業として上げなかったんですか。何か計画はなかったんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問なんですが、当院でPCR検査を行うということにつきましては、検査機については、つい先日、到着はいたしました。ただし、当院で購入しましたPCR検査機の目的としましては、4階の医療従事者がほかの現場に復帰する際に感染の有無を確認するということを目的に購入いたしまして、一般の患者様におきましては、いわゆる抗原検査につきましては保険診療で、なおかつPCR検査につきましては、従来どおり、保健所の行政検査として公費負担で受けていただくということをお勧めをさせていただいております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 購入されたんだったら、この補正予算に出てくると思うんですけど、これとはまた関係ない購入ということになるんですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 前回の12月補正の中で上げさせていただき

ました機器購入の中で購入できる金額でございました。そちらで対応させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 23 議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）

○議長（湯浅正司君） 日程第 23、議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、36 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 31 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、下のほうになります。公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回上げさせていただきました公の施設の名称、阿蘇市はな阿蘇美でございます。指定管理者に指定する団体、有限会社阿部牧場、代表者は、代表取締役、阿部寛樹氏でございます。指定の期間、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

以上、御提案させていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） プロポーザル方式ということですが、地元の阿部牧場が受けたことは、私個人的には非常に喜んでおります。どういう計画がなされているのかをできる範囲内で説明していただきたいと思います。

それと、指定場所は、従来どおり、バラ園とか、レストラン、食堂、それといちごハウスですね、あのあたり指定管理の場所はどういう施設を契約するのか、そして使用料、納付金の金額は幾らかとか、詳細に答えていただきたいと思います。

それに関連ですけれども、以前、平成 27・28 年ですか、中山謙吾さんが納付金が未納ですね、そのことについてはどのような経過になっているかをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 事務局長より説明いたします。

○議会事務局長（本山英二君） 所管の件で説明します。

公の施設については、平成元年 12 月、20 件の議案があったときに、議運に再度諮ったんですけれども、そのときに施設を管理する所管課の委員会に付託するということにしました。その代わり、今回の議案であります募集から審議については政策防災課になりますので、そ

の委員会に同席をして、説明していただくということです。この経緯は、どうしても指定管理につきましては、質問がやっぱり経営的なもの、その施設のいろんな質問が多いという部分もあって、要は募集から指定までは、旧財政がしましたが、今は政策防災課ですけれども、その関連、関係する課がまたがって、委員会がまたがっていますので、どちらかにするという事で議運で決めたことをございますので、それに従って、今回もまちづくり課が所管する経済建設常任委員会に付託すると。その代わり、この指定に関する事務をしました政策防災課については、委員会に同席して説明をするということにしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） まず、審査の経過、内容ということでございますけれども、これにつきましては、指定管理選定委員会の設置要綱、また指定管理の運用指針に記述してあるんですが、経過、結果などは非公開ということで規定しておりますので、回答は差し控えさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まちづくり課からは、今回指定する範囲でございますが、売店、直売所、レストラン等の交流物産館、それとガラス温室関係のバラドーム関係ですね、そちらの2点が今回の指定管理者の範囲になります。裏の省エネルギーモデル温室のいちご園については、今回の指定管理者の施設には入っておりません。

基本納付金のことをございます。基本納付金につきましては、令和3年度、令和4年度につきましては、やはりまだコロナの影響があるということもありまして、過去の事例で出しておりました金額283万円を令和3年度、令和4年度、金額を決定いたしまして、令和5年度、令和6年度、令和7年度につきましては、その経営状況を見ながら、改めて設定するという形にしております。

それと、過去の納付金の件をございます。私どもからは、これまで同様、請求書を提出させていただいておりますが、現在のところ、まだお支払いはされていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 加藤課長にお聞きいたしますけれども、中身については秘密ということですが、何社応募があったのかをお尋ねします。

それと、荒木課長には、前回の答弁と同じですが、私は中山さんの会社にこの前、金曜日に行ってきました。必要であれば、職員が同行すれば、私があの人がいるところに案内をいたします。督促状を持って行きませんか。あの人がいる場所に金曜日に行ってきました。職員が督促状を持って行ったら、いかがですか。しかし、私は、納付金を、法的にいつでも、免除したほうがいいんじゃないですか。そういうことをお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君） まず、何社あったかということでございますけれども、候補者となりました阿部牧場のほか、県内1社、それから県外1社、合計3社の応募がっております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 過去の方でございますが、こちらとしましては、できるだけとりたいということで、これまでも請求をさせていただいております。郵送でしてございまして、こちらにはまだ返ってきておりませんので、本人の手元には届いているんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） だから、荒木課長、言っているんですよ。私は、先週の金曜日にあの人の会社に行ってきました。職員が本当にとる気持ちがあるなら、私が案内いたしますので、言ってください。しかし、私は、法的に納付金を放棄したほうがいいんじゃないですか。このことについても、お答えいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 直接持っていくという部分については、先日、郵送したばかりでございますので、協議させていただきます。

それと、債権放棄の部分についても内部で協議をさせていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 大倉です。

今、指定の場所の説明がありましたけれども、裏のいちごハウスはそのままで閉鎖のままですか、どなたか予定があるとか、農政課のほうで何か考えがあるとか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の省エネルギーモデル温室の利活用という御質問でございます。

今回の指定管理者の範囲には入っておりませんで、いわゆる使用許可という形で施設をお貸しして、市に使用料をいただいているという形でございます。これまで前指定管理者のほうで複数年、使用なさっておりましたけれども、今回、令和3年度に向けて公募という形を取らせていただきまして、市内の生産農家等々に公募をかけて、使用をしていただくことで、現在準備をいたしている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） やっぱり同じ施設の中にあるということですね。できるなら、まとめて話ができなかったかと思っておりますけれども、普通に考えて、木之内農園も全部まとめてされていたから、阿部牧場もそれができるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、公平性を保つとということで公募という手段を取らせていただきます。公募状況によりまして、阿部牧場とも協議を行いまして、施設の全体的な活性化というところも踏まえて、そういう手段も検討いたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 32 号 市道路線の認定について

○議長（湯浅正司君） 日程第 24、議案第 32 号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 32 号、37 ページでございます。市道路線の認定について。提案理由といたしまして、本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、38 ページと 39 ページに位置図と写真が載っております。場所といたしましては、路線番号が 1486、路線名が上無田線、起点は阿蘇市一の宮町三野字上無田、終点も同様でございます。写真を見てもらいますと、39 ページでございますが、赤線のところに新しく市道を造ろうと思っております。これにつきましては、新しい県道ができたことに伴い、避難路等の確保でございまして、右のほうにも道路がありますが、以前の水害のときも被災した経緯がございますので、より安全なところに造ろうと予定しております。

御審議、よろしく願います。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 26 議案第 34 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 27 議案第 35 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 28 議案第 36 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 29 議案第 37 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 25、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 29、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 25、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 29、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君） ただ今一括議題とさせていただきました議案第 33 号から議案第 37 号までの旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案集の 40 ページからお願いいたします。まず、議案第 33 号です。

提案理由ですが、本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 4,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 8 万 8,000 円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線西側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 42 ページをお願いいたします。議案第 34 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 2 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は同じく蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 44 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しております。同じく県道別府一の宮線西側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 44 ページでございます。議案第 35 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目は原野で、地積は 3,000 平方メートルとなっております。申請者は議案記載のとおりで、目的は花卉園芸（カラー栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万円ということです。

次ページに参考資料、位置図を添付しておりますが、同じく県道別府一の宮線、こちらは北側の中萩の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 46 ページでございます。議案第 36 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目は原野で、地積は 3,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万 9,000 円となっております。

次ページに位置図を添付しておりますが、同じく県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、48 ページでございます。議案第 37 号でございます。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目は原野で、地積は 5,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は同じく蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 11 万 5,000 円となっております。

次ページに位置図を添付しております。現地は、県道別府一の宮線西側の、同じく中荻の草牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 30 議案第 38 号 和解及び損害賠償の額の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 30、議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 38 号でございます。和解及び損害賠償の額の変更についてでございます。

提案理由といたしまして、本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、先の全協でも説明いたしましたとおり、ここの部分の 30 万 6,592 円が未払いということになっておりまして、このたびあえてするものでございます。

これにつきましては、和解の内容でございますが、市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として既払い金 140 万 20 円を含む 170 万 6,612 円を支払うものとする。金 30 万 6,592 円は、市が保険契約加入する損害保険ジャパン株式会社から相手が指定する預貯金口座に支払うものとする。市及び相手方は、市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するというものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 全協でもありましたが、なぜこの請求漏れが生じて、いつ請求漏れが分かったのか、その時系列について、一通り説明いただきたいと思うんですが。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） まず、前回の議決をいただいた後に、正式に示談書を取り交わすことになりました。その時点で損害賠償額に未払い分というか、不足額が発生したということが発覚しました。12月17日です。なぜそういったことが発生したのかということで詳しく調査しますと、30万6,592円の内訳といたしましては、まず御自宅から修理工場までの移動レッカー代が11万9,592円、それと7月2日から8月4日間の修理工場のレンタカー代が18万7,000円、この分の請求書が直接、損害保険ジャパン株式会社に送付、通知がされております。その請求額につきましては、損害保険ジャパン株式会社から熊本県町村会に送られております。その請求額の情報阿蘇市に届いてなかったということです。私どもといたしましては、その金額を知り得なかったものですから、そもそも示談書作成時点でその金額が不足しているということをつかずに上程してしまったということでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） これは一回議決している内容なんですけれど、議会規則のほうが分からないんですが、これは上塗りみたいな形でまた議決していいんですか。追加分を追加予算とか、いろいろあると思うので、追加分だけを議案書で上げて、それを議決するという方法がいいと思うんですけれど、規則的にはどうなんですか。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 前回の示談自体は一旦議決いただきまして、成立しているわけでございます。その後、こういったそれ自体の要素に不備があったということで、その分については、今回変更という形で上げさせていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

18番議員、田中則次君。

○18番（田中則次君） 議決の内容は別としまして、前回ここに提示いただいて、議決をしたわけですね。みんな思っているんですけど、議決に対してどういう感覚を持っているかということが非常に議員としてもやっぱり議会の立場というものがあるんじゃないかと。否決したらどうなるんだという話まで出るわけですよ。それで、担当課がどこになるか知らないけれども、否決したらどうなるんですか。議会で今回否決した場合、どういう方向に進んでいくんですか。それと、行政と、例えば今、市民の方ですよ、相手の方の立場とか、その辺もあると思いますので、行政としてはどういう方向で。提案されているわけですから、議決してくださいということでしょうけれど、その辺のところもお話をいただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君） 前回の議決後に、こういったことが起きたことは、非常に重く受け止めております。大変申し訳なく思っております。そこまで、やはり私どもが気

づくべきだったと思っております。今回、万が一否決といった形になりますと、当然その不足額につきましては、相手方が損害を被るということになりますので、恐らくですけれども、この示談の無効確認の訴え、及びそれに伴う損害賠償の請求 30 万 6,000 円が提起されることになると思われます。そうなりますと、当然裁判という形になりますので、裁判所といたしましては、和解を勧告するといった形になると思います。当然相手方も私どももこの不足額については覚知しているわけですので、最終的には和解せざるを得なくなると思っております。そうなりますと、非常に時間と金額を伴いますので、市民の方を相手になかなかそこまでもっていくのはどうかということが一つと、これはあくまでも保険の適用範囲内でございますので、もしこれが保険適用外の一般財源の持ち出しということになりますと、当然裁判の場で徹底的に争う形になるかとは思いますが、そういった事情を勘案していただいて、ぜひ議決をいただければありがたく思っております。

○議長（湯浅正司君） 土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 失礼します。

まさしく田中議員がおっしゃったとおり、一度議決いただいたものを変更ということで、和解の内容も、その後、双方とも一切関係しないということをやった中で、このような状況になり、誠に申し訳ありません。これにつきましては、熊本県町村会とも随分交渉を重ねたんですけど、どうしても契約者が阿蘇市ということでこういう形にならざるを得ないという最終的な結論になりましたので、大変御迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 確かに行政の言われることはもっともだと思います。いわゆる共済のほうでやっぱりそれだけの調査ができなかったと。それに基づいて、行政もそこまでは踏み込めなかったということでございます。ただ、我々も一回議決したことに関して、再度議決しないといけないということでございます。それは、もちろん行政の方も、今言われるように、市民との争い事に対しては非常に問題があると。行政が市民と争うなんてことはもってのほかですね。その辺のところもありますので、今後やっぱりこういうことがないように慎重に事故等については取り計らいをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 答弁はありますか。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君） 大変申し訳ありませんでした。今後、なお一層注意して、このようなことがないように確認していきたいと思っております。どうも失礼しました。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1 時 36 分 散会